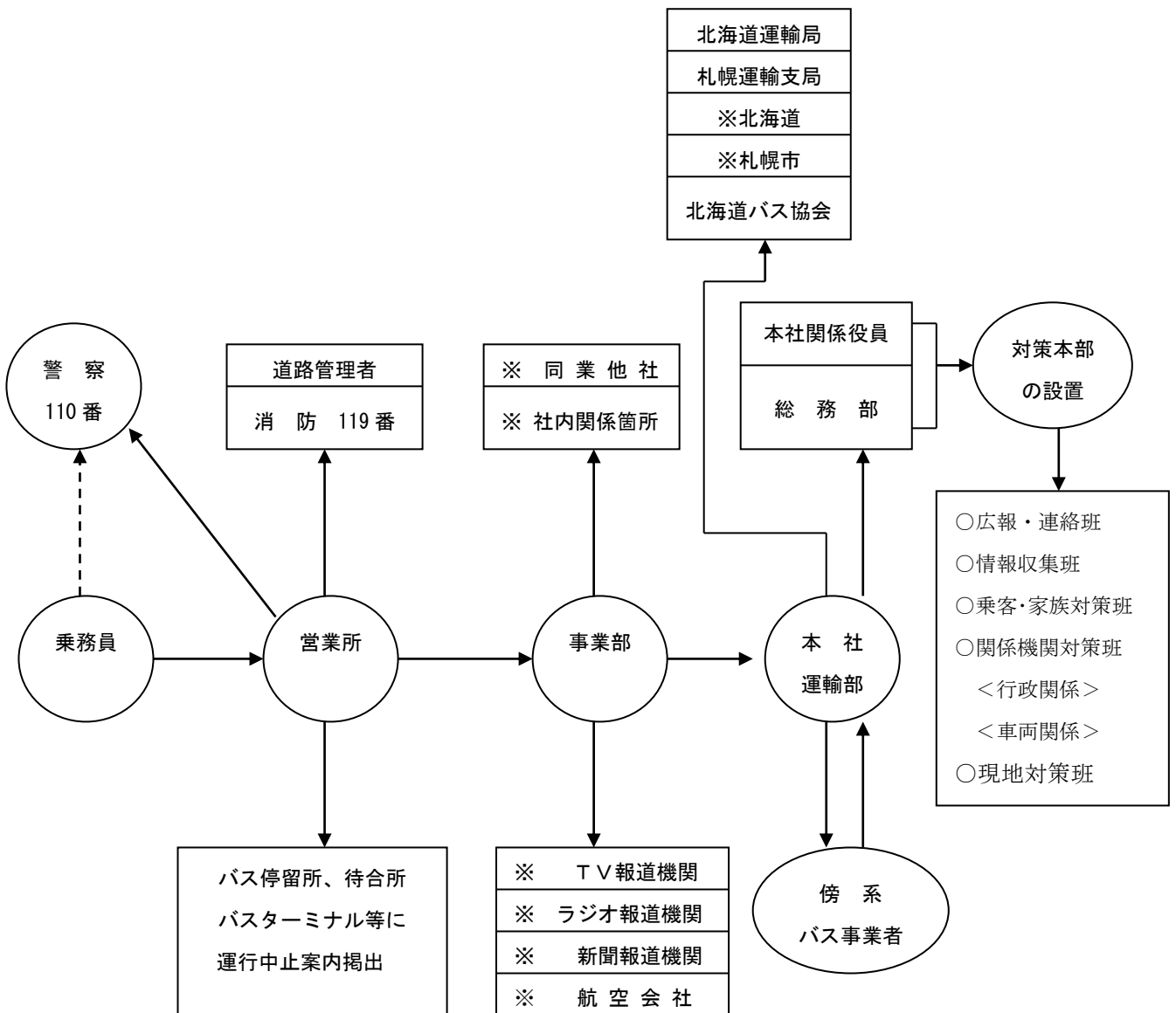


緊急時の連絡体制

平成 29 年 4 月 1 日

重大交通事故、異常気象、地震、崩落災害及びバスジャック等運行上に異常状態が発生した場合は、下記連絡体制図に基づき速やかに関係箇所（機関）に報告すること。



※印は (1) 交通障害が半日以上続くと予想される場合。
 (2) 極めて多くの利用者に影響を与えると見込まれる場合のみ報告する。